経 済 産 業 省

２０１７０９１３ 貿局第３号
輸出注意事項２９第２２号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成２９年９月２５日

経済産業省貿易経済協力局長　石川　正樹

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成２９年１０月１日から施行する。

（別紙）

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）

改　正　後	現　　行
輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号）及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和６２年１１月１０日から実施する。 なお、本件の実施に伴い、昭和３６年３月２８日付輸出注意事項３６第３０号（輸出貿易管理令の運用について）は、昭和６２年１１月９日限り、廃止する。 （注１）　（略） （注２）この通達の１から１３までの項の番号は、輸出令の条項の番号と一致している。 （例）１　第１条 １－１　第１条第１項 ２－１－１　第２条第１項第一号 １２－０－１　第１２条第一号 （略） １　輸出の許可 （略） １－１　輸出の許可 （１）輸出許可事務の取扱い 外為法第４８条第１項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第１に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成１１年法律第９９号）第１２条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４３条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第１２条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。 （２）・（３）　（略） （４）輸出許可の適用除外	輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号）及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和６２年１１月１０日から実施する。 なお、本件の実施に伴い、昭和３６年３月２８日付輸出注意事項３６第３０号（輸出貿易管理令の運用について）は、昭和６２年１１月９日限り、廃止する。 （注１）　（略） （注２）この通達の１から１２までの項の番号は、輸出令の条項の番号と一致している。 （例）１　第１条 １－１　第１条第１項 ２－１－１　第２条第１項第一号 １１－０－１　第１１条第一号 （略） １　輸出の許可 （略） １－１　輸出の許可 （１）輸出許可事務の取扱い 外為法第４８条第１項の規定による経済産業大臣の輸出許可（輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第１に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）又は経済産業局（経済産業省設置法（平成１１年法律第９９号）第１２条でいう経済産業局（通商事務所を含む。）をいう。以下同じ。）又は沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４３条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第１１条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。 （２）・（３）　（略） （４）輸出許可の適用除外

改　正　後	現　　行
（イ）　（略） （ロ）輸出令第１３条の規定に基づき、経済産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。 （ハ）・（二）　（略） （略） ２－１　輸出の承認 （１）輸出承認事務の取扱い 輸出令第２条第１項の規定による経済産業大臣の輸出承認（輸出承認証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第２に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室（以下「貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室」という。）、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第１２条の規定により税関長に承認の権限が委任されているときは、税関が行う。 （２）～（４）　（略） （５）輸出承認の適用除外 （イ）～（ハ）　（略） （ニ）輸出令第１３条の規定に基づき、経済産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。 （ホ）～（ヘ）　（略） （略） ２－１－１　輸出令別表第２に掲げられている貨物に関する輸出の承認 （１）～（３）　（略） （４）輸出禁制物資等の輸出承認 輸出禁制物資等（輸出令別表第２の３７から４１まで及び４３から４５までの項の中欄に掲げる貨物をいう。）の取扱いは、次により行う。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）輸出令別表第２の３９から４１までの項の中欄に掲げる貨物（風俗を害するおそれがある書籍、図画等）の輸出承認権限は、輸出令第１２条第一号の規定により税関長が行使するが、これに該当する貨物については、輸出の承認を行わない。 ただし、仮に陸揚げした貨物であって、当該貨物を輸出した国又は領域に対し積	（イ）　（略） （ロ）輸出令第１２条の規定に基づき、経済産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。 （ハ）・（二）　（略） （略） ２－１　輸出の承認 （１）輸出承認事務の取扱い 輸出令第２条第１項の規定による経済産業大臣の輸出承認（輸出承認証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。）は、別表第２に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室（以下「貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室」という。）、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第１１条の規定により税関長に承認の権限が委任されているときは、税関が行う。 （２）～（４）　（略） （５）輸出承認の適用除外 （イ）～（ハ）　（略） （ニ）輸出令第１２条の規定に基づき、経済産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。 （ホ）～（ヘ）　（略） （略） ２－１－１　輸出令別表第２に掲げられている貨物に関する輸出の承認 （１）～（３）　（略） （４）輸出禁制物資等の輸出承認 輸出禁制物資等（輸出令別表第２の３７から４１まで及び４３から４５までの項の中欄に掲げる貨物をいう。）の取扱いは、次により行う。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）輸出令別表第２の３９から４１までの項の中欄に掲げる貨物（風俗を害するおそれがある書籍、図画等）の輸出承認権限は、輸出令第１１条第一号の規定により税関長が行使するが、これに該当する貨物については、輸出の承認を行わない。 ただし、仮に陸揚げした貨物であって、当該貨物を輸出した国又は領域に対し積

改　正　後	現　　行
み戻しをしようとする場合は、輸出の承認を行うことがある。	み戻しをしようとする場合は、輸出の承認を行うことがある。
（ニ）輸出令別表第２の４３の項の中欄に掲げる貨物（国宝等）の輸出承認権限は、輸出令第１２条第一号括弧書の経済産業大臣が告示で定めるものを除いて（ハ）と同様に税関長が行使するが、輸出令第２条第３項の規定により、文化財保護法による輸出許可がある場合に限り、輸出の承認を行う。	（ニ）輸出令別表第２の４３の項の中欄に掲げる貨物（国宝等）の輸出承認権限は、輸出令第１１条第一号括弧書の経済産業大臣が告示で定めるものを除いて（ハ）と同様に税関長が行使するが、輸出令第２条第３項の規定により、文化財保護法による輸出許可がある場合に限り、輸出の承認を行う。
なお、輸出令第１２条第一号括弧書の経済産業大臣が告示で定めるものについては（３）又は（４）（イ）の取扱いに加え、輸出令第２条第３項の規定により、文化財保護法による輸出許可がある場合に限り、経済産業大臣が輸出の承認を行う。	なお、輸出令第１１条第一号括弧書の経済産業大臣が告示で定めるものについては（３）又は（４）（イ）の取扱いに加え、輸出令第２条第３項の規定により、文化財保護法による輸出許可がある場合に限り、経済産業大臣が輸出の承認を行う。
（ホ）・（ヘ）　（略）	（ホ）・（ヘ）　（略）
（略）	（略）
８－２　有効期間の延長申請	８－２　有効期間の延長申請
（略）	（略）
（注）品目別の輸出承認基準には、有効期間の延長を認めないものがあるが、船積の関係等によりやむを得ない場合には、税関において、一定の限度内で有効期間の延長を認めることがある。（１２－０－２の（３）参照）	（注）品目別の輸出承認基準には、有効期間の延長を認めないものがあるが、船積の関係等によりやむを得ない場合には、税関において、一定の限度内で有効期間の延長を認めることがある。（１１－０－２の（３）参照）
１０　使用人	（新設）
１１　報告	１０　報告
１１－０　根拠	１０－０　根拠
輸出令第１１条は、外為法第５５条の８に基づく規定である。	輸出令第１０条は、外為法第５５条の８に基づく規定である。
１１－１　報告の内容	１０－１　報告の内容
（略）	（略）
１２　権限の委任	１１　権限の委任
１２－０　根拠等	１１－０　根拠等
（１）根拠	（１）根拠
輸出令第１２条は、外為法第５４条第２項に基づく規定である。	輸出令第１１条は、外為法第５４条第２項に基づく規定である。
（２）委任の解釈	（２）委任の解釈
輸出令第１２条の規定により税関長に委任された経済産業大臣の権限は、税関長に専属することとなる。	輸出令第１１条の規定により税関長に委任された経済産業大臣の権限は、税関長に専属することとなる。

改　正　後	現　　行
１２－０－１　特定貨物に対する承認権限の委任 輸出令第１２条第一号の規定に基づき、税関が行う輸出の承認については、２－１－１の（４）及び別に定めるところによる。 １２－０－２　特定事項に対する許可及び承認権限の委任 （１）輸出令第１２条第二号の規定に基づく許可及び承認権限の委任の範囲及び事務の取扱いは、輸出貿易管理第１２条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について（昭和６２年１１月１０日付け６２貿第４３１３号輸出注意事項６２第２１号以下「権限委任通達」という。）及び別に定めるところによる。 （２）輸出令第１２条第二号のロの規定に基づき保税地域に入れられた輸入貨物を積み戻す場合の輸出承認は、権限委任通達に定める範囲のものに限り税関において行う。 （注）指定保税地域に搬入されているもの又は保税蔵置場に搬入されているもののうち関税法第４３条の３第１項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けないで蔵置されているものを積み戻す場合は、仮陸揚貨物として取り扱われ、原則として輸出特例（４－１－１及び４－２－１参照）となり、保税蔵置場に搬入されているもののうち同法第４３条の３第１項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けて蔵置されているもの又は保税工場に搬入されているものを積み戻す場合は、特例とはならず、場合により外為法第４８条第１項又は輸出令第２条第１項の許可又は承認が必要となる。 （３）輸出令第１２条第二号のニの規定に基づき、経済産業大臣が輸出許可又は輸出承認に際し、定めた有効期間の延長は、当該申請者の責に帰すことができないやむを得ない理由がある場合に限り、１月（輸出の承認を行う際に、その有効期間が６月より短い期間に定められている場合は、１週間）まで税関において行うことがある。 １３　政府機関の行為 別表第１～別表第３　（略） 別表第４ （略） ２－１　申請先 輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更の申請の受付け、許可及び承認は、次の区分	１１－０－１　特定貨物に対する承認権限の委任 輸出令第１１条第一号の規定に基づき、税関が行う輸出の承認については、２－１－１の（４）及び別に定めるところによる。 １１－０－２　特定事項に対する許可及び承認権限の委任 （１）輸出令第１１条第二号の規定に基づく許可及び承認権限の委任の範囲及び事務の取扱いは、輸出貿易管理第１１条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について（昭和６２年１１月１０日付け６２貿第４３１３号輸出注意事項６２第２１号以下「権限委任通達」という。）及び別に定めるところによる。 （２）輸出令第１１条第二号のロの規定に基づき保税地域に入れられた輸入貨物を積み戻す場合の輸出承認は、権限委任通達に定める範囲のものに限り税関において行う。 （注）指定保税地域に搬入されているもの又は保税蔵置場に搬入されているもののうち関税法第４３条の３第１項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けないで蔵置されているものを積み戻す場合は、仮陸揚貨物として取り扱われ、原則として輸出特例（４－１－１及び４－２－１参照）となり、保税蔵置場に搬入されているもののうち同法第４３条の３第１項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けて蔵置されているもの又は保税工場に搬入されているものを積み戻す場合は、特例とはならず、場合により外為法第４８条第１項又は輸出令第２条第１項の許可又は承認が必要となる。 （３）輸出令第１１条第二号のニの規定に基づき、経済産業大臣が輸出許可又は輸出承認に際し、定めた有効期間の延長は、当該申請者の責に帰すことができないやむを得ない理由がある場合に限り、１月（輸出の承認を行う際に、その有効期間が６月より短い期間に定められている場合は、１週間）まで税関において行うことがある。 １２　政府機関の行為 別表第１～別表第３　（略） 別表第４ （略） ２－１　申請先 輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更の申請の受付け、許可及び承認は、次の区分

改　正　後	現　　行
により行う。 （１）当該輸出許可証又は輸出承認証に係る許可又は承認を行った機関が本別表２－２に掲げる書類の提出を求めて行う。ただし、訂正又は変更を必要とする事項が当該許可又は承認を行った機関において処理することができない事項に係る場合は、別表第１及び別表第２に定める輸出許可事務及び輸出承認事務の取扱区分に従い経済産業省（輸出貿易管理令第１２条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について（昭和６２年１１月１０日付け６２貿第４３１３号輸出注意事項６２第２１号）に定める範囲の事項については、税関長）において行う。 （略）	により行う。 （１）当該輸出許可証又は輸出承認証に係る許可又は承認を行った機関が本別表２－２に掲げる書類の提出を求めて行う。ただし、訂正又は変更を必要とする事項が当該許可又は承認を行った機関において処理することができない事項に係る場合は、別表第１及び別表第２に定める輸出許可事務及び輸出承認事務の取扱区分に従い経済産業省（輸出貿易管理令第１１条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について（昭和６２年１１月１０日付け６２貿第４３１３号輸出注意事項６２第２１号）に定める範囲の事項については、税関長）において行う。 （略）

経 済 産 業 省

２０１７０９１３ 貿局第３号
輸出注意事項２９第２３号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出事後審査事務取扱要領」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１２号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成２９年９月２５日

経済産業省貿易経済協力局長　石川　正樹

「輸出事後審査事務取扱要領」の一部改正について

「輸出事後審査事務取扱要領」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１２号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成２９年１０月１日から施行する。

（別紙）

「輸出事後審査事務取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出事後審査事務取扱要領」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１２号）

改　正　後	現　　行
（略） ２　事後審査の対象書類 （１）～（３）（略） （４）輸出令第１１条の規定に基づき聴取した報告書 （５）・（６）　（略） （略）	（略） ２　事後審査の対象書類 （１）～（３）（略） （４）輸出令第１０条の規定に基づき聴取した報告書 （５）・（６）　（略） （略）

経 済 産 業 省

２０１７０９１３ 貿局第３号
輸出注意事項２９第２４号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令第１１条第２号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和６２年１１月１０日付け輸出注意事項６２第２１号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成２９年９月２５日

経済産業省貿易経済協力局長　石川　正樹

「輸出貿易管理令第１１条第２号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」の一部改正について

「輸出貿易管理令第１１条第２号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和６２年１１月１０日付け輸出注意事項６２第２１号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成２９年１０月１日から施行する。

（別紙）

「輸出貿易管理令第１１条第２号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令第１１条第２号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について」（昭和６２年１１月１０日付け輸出注意事項６２第２１号）

改　正　後	現　　行
輸出貿易管理令第１２条第２号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について 輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）第１２条第２号の規定に基づき、次に掲げる経済産業大臣の権限を税関長に委任することとし、昭和６２年１１月１０日から実施する。 （略）	輸出貿易管理令第１１条第２号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について 輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）第１１条第２号の規定に基づき、次に掲げる経済産業大臣の権限を税関長に委任することとし、昭和６２年１１月１０日から実施する。 （略）

経 済 産 業 省

２０１７０９１３ 貿局第３号
輸出注意事項２９第２５号
経済産業省貿易経済協力局

「関税法第６９条の１２第１項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」（平成１５年４月４日付け輸出注意事項１５第１６号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成２９年９月２５日

経済産業省貿易経済協力局長　石川　正樹

「関税法第６９条の１２第１項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」の一部改正について

「関税法第６９条の１２第１項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」（平成１５年４月４日付け輸出注意事項１５第１６号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成２９年１０月１日から施行する。

（別紙）

「関税法第６９条の１２第１項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「関税法第６９条の１２第１項の認定手続が執られた貨物の輸出承認について」（平成１５年４月４日付け輸出注意事項１５第１６号）

改　正　後	現　　行
（略） ３　輸出承認の申請 　適用品目のうち、認定手続中の貨物及び商標権、著作権又は著作隣接権を侵害すると認定された貨物を保税地域から輸出しようとする場合には、輸出令第１２条第２号の規定により税関長の承認を要することとなります（注）が、それ以外の輸出の場合には以下のとおりとします。 （略）	（略） ３　輸出承認の申請 　適用品目のうち、認定手続中の貨物及び商標権、著作権又は著作隣接権を侵害すると認定された貨物を保税地域から輸出しようとする場合には、輸出令第１１条第２号の規定により税関長の承認を要することとなります（注）が、それ以外の輸出の場合には以下のとおりとします。 （略）